

## 兵庫県地方いじめ防止基本方針検討委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めたいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき、本県におけるいじめ問題への対策を総合的かつ効果的に推進するための地方いじめ防止基本方針の策定にあたり、兵庫県地方いじめ防止基本方針検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、兵庫県における地方いじめ防止基本方針の検討に関する事項を所掌する。

### (組 織)

第3条 検討委員会は、兵庫県教育長が招集する。

2 検討委員会は次にあげる20名以内の委員で構成する。

(1) 学識経験者

(2) 職能団体関係者

(3) 福祉関係者

(4) 警察関係者

(5) 地域代表

(6) 保護者代表

(7) 市町教育委員会

(8) 学校関係者

3 必要に応じ、前項各号以外の者に検討委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (委員長等)

第4条 検討委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によって定める。

3 委員長は検討委員会を統括し、議事進行にあたる。

4 委員長は予め副委員長を指名する。

5 委員長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (謝 金)

第6条 委員が検討委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。ただし、県職員及び県費負担教職員にあっては支給しない。

### (旅 費)

第7条 委員が検討委員会の職務を行うために会議に出席した時は、別に定めるところにより旅費を支給する。旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)に基づき支給する。

### (庶 務)

第8条 検討委員会に関する庶務は教育委員会事務局義務教育課において処理する。

### (補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年11月27日から施行する。